

第 17 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 7 月 7 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子
10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫
4. 欠席委員 **【農業委員】** 5 番 濱口佳史

【推進委員】 7 番 西村節男
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 非農地証明願について (4 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは7月の定例会、議事に入りたいと思います。欠席者2名おりまして、〇〇君と〇〇さんが欠席ということですが、会の方は成立をしております。今日の議事録署名人ですが、〇〇さんと〇〇君にお願いしたいと思います。それでは早速議題に入りたいと思います。議案第1号より、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1件です。1ページをおねがいします。番号1番です。譲渡人が〇〇の〇〇さん。譲受人がおなじく〇〇の〇〇さん申請地としまして、〇〇。地目につきましては、3筆にわかれておりまして登記簿上は雑種地となっておりますが、表をみていただければおわかりのとおり、一番上の1395.96㎡の部分につきましては現況が畑となっております。その他の1655.04㎡につきましては、現況が宅地、その下の1841㎡につきましては、現況が雑種地となっております。農地法に関しましては、登記地目が雑種地であっても、現況地目が農地である場合には、農地法上の許可申請というものが必要となってまいります。よって今回申請があったものです。理由につきましては、親子での所有権移転の贈与となっております。許可あり次第所有権移転を行っていきたいということです。申請地につきましては、農用地外となっております。写真等が3ページからとなっております。まず3ページが航空写真の全体の写真となっております。〇〇の中に赤で1、2、3と囲ってある部分が畑部分となっております。4ページのほうが、地図位置図となっております。写真でお分かりとは思いますが、〇〇にあがっていく手前の部分が申請地になります。5ページのほうが公図。6ページからが現況写真となっております。9ページに調査書のほうがありますので読み上げさせていただきます。1号につきましては、譲渡人と譲受人は親子であり、長年共同経営をしております。農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。予定されている従事者としましては、本人一人となっております。所有機械としましては、草刈り機、軽トラック、管理機を所有されています。2号、3号につきましては適用ありません。4号につきましては年間200日の農業従事を予定されています。5号につきましては該当ありません。6号地域調和につきましては、地域ごとの野菜、梅、密柑、柿等を作る予定としております。またそれによる周辺農地への影響はありません。事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今事務局から説明がありました。担当委員さんのほうで補足説明ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 3ページの写真をみていただければと思います。以前は一筆で宅地になっていたそうで

す。昔資材置場かなんかで使っていたそうですが、その後農地に変えた経過があるようです。上半分は高速でとられるようなことを言っておられました。以上です。

議長 この件に関しまして、質疑質問のある方挙手ねがいます。
親子ということで譲渡ということですよ。

〇〇委員 畑もお母さんがちよくちよく作っているのを見かけます。

議長 みかん、柿を植えると記載されていますが、周辺への影響はないでしょうか。

〇〇委員 ないと思います。

議長 なければ、承認を受けたいと思います。それではこの3条許可申請につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員です。議案第1号3条申請につきましては承認されました。

議長 つづきまして、議案第2号 農地法第5条許可申請で1件でしております。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 はい。1ページをお願いいたします。一覧表の議案第2号 農地法第5条 転用を目的にした農地の権利移動の規定による許可申請 1件です。番号1、譲渡人が〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇さんです。申請地が2筆あり、一つ目が〇〇 畑で423㎡のうち82㎡、2筆目が〇〇 畑で492㎡となっております。今回の申請の目的としましては、自宅の新築のためということです。地図のほうは10ページからとなります。まず10ページが航空写真となりまして、位置としましては〇〇の〇〇が真ん中あたりにありますが、そこからさらに右の方に行ったところとなります。赤い枠で囲っている場所が申請地となります。〇〇からは500メートル弱となっております。11ページが地図の位置図となっております。12ページが航空写真の拡大になっています。13ページが公図。14ページが住宅の平面図、15ページが建設計画図です。この図をみていただいたら、下の道路が2項道路にあたります。この道路に2mの接道の義務ができますので、この図でいきますと上の左から2メートル幅の通路を伸ばし、接続することになります。16ページに関しましては、わかりづらいですが、表2筆目の〇〇492㎡を写しておりますが、周りが木の塀で囲われていますので、前の家の裏から撮影させていただきました。申請地は草と木でいっぱいになっております。17ページが隣の〇〇423㎡の内の82㎡の通路ができる部分を赤い線でしめしています。この箇所に2メートル幅の通路を伸ばしていく予定です。今回の農地申請に関しましては、赤い線

の部分にあたり、その先は宅地となりますので申請地外となります。事務局の方からは説明は以上です。

議長 はい、今事務局の方から説明がありました。担当委員さんのほうで補足説明があればお願いいたします。

〇〇委員 この申請地は集会所から東へいった〇〇部落へ降りるところで、道路から上に〇〇さんの土地がずっとあります。その隣に通路がありますが、ここは赤線なので通れないというので、この〇〇さんの土地を通路として使わせてもらうことで申請しているようです。赤枠の右側に〇〇さんとおじいさんがおり、その娘さんの子どもになります。それで今回隣に家を建てるようになったようです。

議長 ここは、比較的高台になる場所ですか。

〇〇委員 完全に高台になります。

議長 今〇〇委員のほうからも詳しい説明がありましたが、この件につきまして質疑、質問のある方お願いいたします。ないですか。
ないようですので、承認を受けたいと思います。それでは、5条許可申請につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方の挙手をお願いいたします。
はい、挙手全員です。議案第2号 5条申請につきましても承認されました。

議長 つづきまして、議案第3号 非農地証明願4件でしております。事務局のほうから説明お願いいたします。

事務局 2ページの表をお願いいたします。議案第3号 非農地証明4件です。番号1番から説明させていただきます。

〇〇委員 以前もあったように、〇〇の関係の申請なので一括で説明したらどうか。

議長 願出人が違うのでどうでしょうか。いいですか。
はい。では1番から4番まで一括で説明のほうをしていきます。

〇〇委員 2番の申請者はだれでしょうか。〇〇は農地はもてないのではないのでしょうか。

議長 しかし、〇〇がなっていますね。

〇〇委員　しかし、〇〇が農地はもてないはずだと思いますが。誰かの土地ではないか。

〇〇委員　25年か30年くらい前に〇〇がかっている土地がだいぶある。

〇〇委員　しかし、誰かの名前で買っているのではないですか。

事務局　全部事項証明には所有権移転で〇〇さんという方から〇〇に所有権移転されています。

議長　大体昭和62年にこのことができていますね。〇〇に所有権移転ということが。

〇〇委員　一括で。

議長　では一括でとの意見がありましたので、一括で説明をすすめさせていただきます。
それでは、議案第3号非農地証明願い番号1から4まで一括で事務局から説明をお願いいたします。

事務局　はい。では2ページの一覧表を先に読み上げさせていただきます。議案第3号の非農地証明4件です。

1番上の番号1が、願出人が、〇〇の〇〇さんです。

願出地が、〇〇で、地目は畑となっております。

面積は125㎡で、もう2点目が、〇〇で、地目は畑、面積は310㎡となっております。こちらのほうは農用地外となっております。

願出理由としましては、昭和60年まで耕作をしておりましたが、その後、体調等の理由によって、耕作をやめたことによって、草木が繁茂し、現在は山林化していることから、願出が出されたものです。

下の2番のほうに移ります。

願出人が、〇〇の〇〇で願出地が9筆ありまして、〇〇、地目は田で733㎡、2列目が、〇〇、畑で6.61㎡。3筆で、〇〇、畑で168㎡。

4筆目が、〇〇、田で、512㎡、5筆目が、〇〇の畑で99㎡、6筆目が、同じく〇〇、畑で400㎡、7筆目、〇〇で、畑198㎡、8筆目が〇〇の畑で175㎡、最後9筆目が〇〇で、畑で76㎡となっております。いずれも農用地外となっております。

願出理由としましては、昭和45年から昭和47年頃まで、耕作する者もおらず、草木が繁茂し、現在は山林化しているという状況から、願出が出されたものです。

下に移りまして3番に移ります。

願出人が、〇〇の〇〇さんで、願出地が、2筆ありまして一筆目が〇〇の畑で99㎡。2筆目が、同じく〇〇、畑で343㎡となっております。

2筆とも農用地外となっており、願出理由としましては、20年前に耕作をやめたことにより、草木が繁茂し現在は、山林化していることから、願出が、出されたものです。最後、4番のほうで、願出人が〇〇の〇〇さんで、願出地が一筆で、〇〇、畑で79㎡となっています。

こちらについてはもう農用地外となっております。

願出理由としましては40年前に耕作をやめたことで、山林化してきているということから、今回、非農地の願出が出されたものとなっております。

ページ19ページ以降からが、写真等となっております。

まず、19ページ、の1番の航空写真、地図現況写真となっております。

20ページが、航空写真の拡大図、21ページが公図となっております。

22ページが2筆目の公図となっております。

23ページ目が、議案第3号の2番の航空写真、兼地図、現況写真となっております。9筆分となっております。

24ページがその航空写真の拡大写真となっております。

25ページからが、9筆分の公図となっております。

25、26、27、28ページまでが、9筆分の公図となっております。

29ページが、3番目の願出の分で2筆分で、29ページが、航空写真権、地図兼、現況写真となっております。

30ページが、航空写真の拡大図です。

31ページが2筆の公図、32ページが、4番目の航空写真兼地図兼現況写真となっております。

33ページが、航空写真の拡大写真で、34ページが公図となっております。

事務局のほうからは説明は以上です。

はい。

議長 今、事務局のほうからの非農地証明願について、説明がありました。

担当委員さんのほうで、補足説明等、何かあれば、お願いいたします。

〇〇委員 先にも説明しましたようにここは、1番から4番まで、〇〇かね、あこがここに住宅を建てたいということで出ております。

現状、近くまで行きましたけど全然入っていけないような状態ではないので、資料で見ただけだと思います。

先に〇〇さんよりちょっと質疑ありましたように、〇〇が地権者ということになっておりますが、24ページの願出地の①の、このところが、田んぼが売れたけんという話を聞いたところです。なんでこんなところ買うがやろうかとおもったら、ここがちょうど高速道路が通ります。

この関係で住宅地をつくって、〇〇が、ちょっともうけようかなということやったかなと今現状思っております。

この時代にやっぱり、これ確実にわかっちゃったけん、その辺りを大体〇〇が買えるところは、先に手を出して、買っていたのではないかと思います。

〇〇委員 買う言うても、農地は買えんデしょ。

〇〇委員 それが、今やったら、何で、いうがは言えるけど、昔に登記はいつしちよったかわからんけど、昔の農業委員さんのときに。

議長 けどそれやったら議案にでぢよかないかんね。

〇〇委員 他人事みたいなこと書いちゃって、これ読んで、残りは自分ところじゃなかんじゃないよ、かいちょうが。他人事みたいな感じがしよる理由。
耕作する者もおらんやなく、じぶんところがせんけんおらん。これに見たら、本当に他人事、人のくの土地みたいな感じがいか。2ページ。

議長 このがについては昭和45年から47年頃からいうて書ちよらね。こうたが62年よね、その間のあれでもう山になつたことやね、耕作しちよららつたことよね。そういうことやないのかと思うがよ。

〇〇が耕作せんけんいうがじゃなくて、もともとの所有者が耕作しよららつたことよね。今は〇〇に登記はなつちょう。

どういうふうな登記でしたかはわからんけど、現在は、もう法務局のほうでは、〇〇の所有物になつちょう。

この分については。

〇〇委員 何かありますか。

事務局 全部事項証明書があります。

〇〇委員 昔、その人が実は自分の知り合いでハウスのビニールとか入れてかまんぞいうことで、置きよつたときがあつてね。売れらつてそれからずっと放棄しちよつたみないな。

議長 深い考えがなく、農地は売れんとか、売られんとか、買われんとか、そういう深い考えない時分に山やけん買うかとか、というようなあれで、高速もその時分にはまだルートは決まらなかつたと思う。

うん。

たまたま、今度そこへ法線が出てきただけそう思うがやろうけども。

そのあたりについてはどういうふうな形で登記したかわからんけども我々は、今はもう〇〇の所有物になっています。

〇〇委員 所有地やったらいいけど、人の土地やったら。

議長 それはない。登記上はもう〇〇になっちゃう。

どういうふうな動機でしたかもわからんで。

うん。

農地は企業が買えんということはあったらうけど、どういうふうにかうたかは、わからんけど我々には、現在はもう、〇〇なっちゃうけん、そりゃもう文句言えなあね。

〇〇委員 法務局で登記ができちゃうということは、土地が買えたということ。

議長 まあその時分は買えたがかもわからないんですけど。農業委員会にかかったかもわからんし、今わからんで。

わからんけど、現在もうなっちゃうけん、我々がどうこう言うことは出来んと思う。

何が。この非農地について、同じ所で〇〇が宅地造成するって前からでよらね。

そういうことところですが、何かないですかね。

はい、〇〇さん、

〇〇委員 質問なんですけど、これ何か月前からこの地域の申請がでよらね、この地図を見るとすごい数。今からもどンドンあるがやろうか。もうだいたいぶ落ちついちゃうがやろか。

〇〇委員 今3分の1くらいやないろうか。

〇〇委員 今からも全部でるがやろうね。

議長 恐らくその周辺はでるろうね。

〇〇委員 今、会長が生きてる間にしたいという思いがある。

〇〇委員 宅地になったとしてもそこを高速が走るかもしれないってことになる。

議長

今もう山林よねほとんど山林になっちゃうもんね。

はい、ほかに何か。

質問ありませんかね。

ないですかね。

ないようでしたら、一括承認を受けたいと思います。

非農地証明願の1番から4番まで、承認されます方は挙手願います。

はい、挙手全員です。

1番から4番まで一括承認されました。

それでは議案第4号、農業経営強化基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定ですが、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

はい。

本日お配りしました、資料で、第議案第4号と書かれている部分で、農業経営基盤強化促進法第18条、第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてということで、ページをめくっていただきまして1ページ2ページに、今回出されている、集積計画の整理表にまとめております。

すいませんちょっと、修正をお願いしたいのですが1ページ目の5の11、5の12、5の13、5の14のですね、利用権の種類のところ、賃借権になっておりますが、この四つにつきましては、〇〇をお願いします。

〇〇の〇〇となっております。

議長

何番ですか。

15の11、5の12、5の13、5の14です。

そうしましたら、上の、相對の部分が、上の5の7、8、9、10の四つが相對となっておりますので、下の部分からいきます。

まず、5の1番上の5の7、大方5の7で、貸付人が、〇〇の〇〇さんで、借受人が、〇〇の〇〇さん。設定期間が、令和5年7月10日から令和13年の3月31日まで、となっておりますして利用権を設定する土地としましては〇〇、の〇〇、現況としては田となっております。

農用地区域となっております。

面積は2952㎡で、内容としましては、作物としましてはキュウリとなっております。

10アール当たりの貸借につきましては〇〇円、利用権の種類としましては、賃貸借となっております。

新規で経営面積はゼロという形で今回経営2952㎡の経営面積、新規で始められるということです。3ページから4ページに利用権設定の契約の書面があります。

1件で、事務局からの説明としましては以上となります。

相対の4番、四つ目まではいきまして、すいません1ページに戻っていただきまして5の8、大方の5の8番で、貸付人としましては、〇〇の〇〇さん、借受人が〇〇の〇〇さんです。

設定期間のは、令和5年8月1日から令和7年12月31日を予定しております。

土地としましては、〇〇の〇〇、

から、すいません〇〇さんの住所が〇〇となります。

上の5の7の住所が5だと全く同じなので、〇〇さんとそこは〇〇の〇〇です。

〇〇さんの住所は、〇〇です。

借受人が〇〇の〇〇さんです。

設定期間は令和5年8月1日から令和7年12月31日。

利用権の設定する土地としまして、〇〇、現況が畑で農用地区域となっております。

面積は1500㎡で、露地生姜を予定してます、10アール当たりが〇〇円の賃借、利用権は賃貸借となっております。

それともう一つ、5の9のほうで、同じく、貸付、借受人として、もう一筆目が、〇〇の畑で農用地区域となっております。

面積は3500㎡で、露地生姜となっております。

10アール当たりの借賃は、〇〇円となっております賃貸借となっております。

経営面積としましては、設定前5000㎡が設定後として1万㎡となっております。

設定としましては、新規の設定となっております。

その下の5の10、〇〇の〇〇、貸付人が〇〇、〇〇さん。

借受人が、〇〇、〇〇さんで設定期間が、令和5年4月1日から令和10年3月31日。

利用権を設定する土地としまして、〇〇、〇〇の〇〇で、現況が田で、農用地区域になっております。

面積は804㎡で、作物としましては稲となっております。

10アール当たりの借賃としましては、〇〇ということになっております。

利用権設定いたしました賃貸借権となっております。面積が設定前、1万5105㎡が、設定後、1万5909㎡、設定としましては、再度の設定となっております。

3ページ以降が、それぞれの契約書、利用権設定の契約になっております。

3ページ4ページが、〇〇さんと〇〇さんの分。

それから、5ページ6ページが、〇〇さんと〇〇さん。

それから7ページ8ページが〇〇さんと、〇〇さん。

以上、事務局からの説明、以上です。

はい。

これ、個人の相対の分の利用権設定の分につきまして、事務局のほうから説明がありました。

議長

利用権の設定については、もう退席はかまんということで、何かないですか、この〇〇さんという人か、これは新規就農者ですか。

事務局 新規就農で〇〇で研修中です。

〇〇委員 〇〇に入ったところに、〇〇さん、それが兄貴がせらったりなんやらで、何かやめちよつてね、やはりちょっと置いてみたら、何もやめるいうて、そこへ、自分がやるいうことではじめた。

議長 特に問題はないかと思いますが、何か意見ないですかね。

はい。

それでは、1番から4番までにつきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方は挙手願います。

はい。挙手多数です。

利用権について1番から4番につきまして、承認をされました。

続きましてこれは、〇〇のほう、〇〇との設定になりますが5の11から、事務局のほうから説明をお願いします。

はい、もうずっと全部〇〇等8件一緒で。

事務局 そうしましたら1ページの整理表のところ、5の11から、最後5の21までを、確認をしていきたいと思います。

5の11、大方の5の10です。

貸付人として〇〇の〇〇さん。

中間管理になりますので借受人が一旦、〇〇となりまして、最終〇〇への貸付けという形になります。

この〇〇さんの部分につきましては、設定期間が、令和5年7月10日から令和10年1月8日を予定してます。

土地として〇〇の〇〇、畑で、農用区域になります。

面積は3795㎡で、作物は果樹となっております。

ごめんなさい、作物のほうは、葉たばこになってます。

その下の三つもですね葉たばこですね、果樹が葉タバコで、10アール当たりの貸賃が、〇〇で〇〇という形になります。

経営面積として、1万4508㎡が1万8303㎡で、契約として、再設定という形です。下の5の12、大方5の11番です。

貸付人は、〇〇、〇〇の〇〇さん、設定期間としましては、令和5年7月10日から令和10年7月8日、土地としましては〇〇の〇〇で、現況は畑で農用地区域となっております。

面積は555㎡で、作物は、すいません葉たばことなります。

賃料が〇〇円で〇〇、経営面積は、設定前1万8303㎡が、設定後、1万8858㎡となります。

同じく再設定のとなります。

下に行きまして5の13、括弧で大方5の12番です。

貸付人が、〇〇の〇〇さんとなります。

設定期間としましては、令和5年7月10日から、令和10年7月8日までを予定しております。

料金を設定する土地としましては、〇〇の〇〇、現況は畑で農用地区域となっております。

面積は984㎡で作物としましては葉たばこです。

貸賃しましては〇〇円で〇〇となっております。

経営面積は、設定前、1万8858㎡が、設定後、1万9842㎡となります。

再設定となります。

四つ目の5の14の大方5の13で、貸付人が〇〇の〇〇さんです。

設定期間は、令和5年7月10日から、令和10年7月8日を予定しております。

〇〇の設定する土地としましては、〇〇、現況は畑となっております。

農用地区域となっております、面積は3788㎡となっております。

作物としましては、葉たばこを予定しております。

貸賃は〇〇で、使用貸借の種類となっております。

経営面積の設定前が1万9842㎡が、設定後、2万3630㎡となります。

設定としましては再設定という形になります。

ページ9ページからが、それぞれの契約書、9ページ10ページが、〇〇さんの部分、11ページ12ページが、〇〇さんの分、3ページ14ページが、〇〇の〇〇さんの契約の部分と、15ページ16ページが〇〇さんの部分となっております。

事務局のほうから説明のほうは以上となります。

下の5の15にうつります。

2ページの1番上です。

5の15の、大方の5-14から、5の19の大方5の18までが、貸付人が、〇〇の、〇〇さんです。

中間の借受人としましては同じく、高知県の〇〇となっております、〇〇から、設定後、〇〇さんのほうに利用権を設定するという流れになります。

5筆ありますので、確認、読み上げさせていただきます。

利用権の設定としましては5筆とも、令和5年7月10日から令和10年7月8日までを予定しています。

土地としましては、〇〇の田で、農用地外になっております。

面積としましては425㎡、作物としましては、露地野菜となっております。

10アール当たりの金利、貸賃としましては〇〇円。

賃貸、賃借権となっております。

経営面積は、設定前1万2072.2㎡が、設定後、1万2497.2㎡になります。

設定と状況としましては新規の設定となります。

5の16の大方5の15です。

5の15から5の16のところで、設定期間が、すいません、終期の部分がですね令和10年7月8日になってますが、8日ではなくて、9日の誤りです。

令和8年7月の9日、18年、10年じゃなくてですね、20ページにすみませんこの、この推計と違ってですね、20ページ、そこで終期が令和8の7の地図になってますので、さっき説明した後の15から、5の15から5の19ですね全てが、令和8年の7月9日になります。

8年、すいません令和8年の7月の9日で、その下もそうです。

後の21の大方5-20につきましても、終期が令和8年7月9日です。

そしたら5の16の住所土地のところから行きます。

〇〇の〇〇で現況は田となっております。

面積は337㎡で、作物は露地野菜、10アール当たりの貸金は〇〇円です。

賃貸借、賃借権となっております。

経営面積は、設定前1万2497.2㎡から、設定後、1万2834.2㎡となります。

新規の設定となります。

5の17の大方5の16につきましては、設定する土地が、〇〇、現況田で農用地外となっております。

面積は297㎡で、作物は露地野菜となっております。

10アール当たりの貸賃が〇〇円。

利用権の設定といたしましては賃借権となっております。

設定前の面積が1万2834.2㎡、設定後が1万3131.2㎡となっており、設定としましては新規となって4つめの5の18の大方5の17です。

土地とし、土地は、〇〇の〇〇、現況は田で農用地区域となっております。

面積は75㎡で作物としましては露地野菜を予定しております。

10アール当たりの貸賃が〇〇円、利用権の種類としましては、賃借権となっております。

設定前の面積が1万3131.2㎡が設定後、1万3206.2㎡で、新規の設定となっております。

5つ目の5の19、大方の5の18です。

土地が〇〇、現況が田で農用地区域となっております。

面積は178.00㎡、作物が露地野菜です。

10アール当たりの貸賃は〇〇円で種類は、賃借権となっております。

設定前の面積が1万3206.2㎡が、設定後、1万3384.2㎡となっております。

設定は、新規となっております。

5の20、大方5の19で、貸付人は、〇〇、〇〇さんです。

で、借受人は同じく〇〇となり、その後、〇〇さんのほうに利用権を設定いたします。

設定期間としましては、令和5年7月10日から、令和8年7月9日となっております。

土地としましては、〇〇の〇〇、現況は田で農用地区域内で、面積は1058㎡で、作物は露地野菜をです。

10アール当たりの貸賃は、〇〇円で利用権の種類としましては賃借権となっております。

設定前の面積としましては、1万3384.2㎡が、1万4442.2㎡となります。

設定につきましては新規となっております。

その下の5の21にうつります、大方5-20としまして、〇〇、〇〇さん、借受人としまして、〇〇となっております。

農業公社の利用権設定後、〇〇さんに利用権を設定いたします。

設定期間としましては令和5年10月10日から令和19年の12月31日までとなっております。

利用権の設定する土地としまして、〇〇で、現況は、畑、農用地区域内となっております。

面積は1500㎡で、作物は、果樹となっております。

10アール当たりの貸賃は〇〇円で、利用権の種類としましては、賃借権となっております。

経営面積の設定前は、3万790㎡が設定後、3万2290㎡となります。

はい、設定は、新規となっております。

事務局のほうからは以上となります。

議長

はい。

今、事務局のほうから、後の11番から5、21番まで説明がありました。

何かこの件につきまして、質疑、一括で引継ぎを受けたいと思います。

何か質疑のある方。

はい。

〇〇さん。

〇〇委員

この露地野菜は品目は何を。ブロッコリーを作りよったと思います。

議長 この間見に行ったところですか。

事務局 そうです。

議長 若い子が新規でね、その事業が 16、ブロッコリーとかいろいろ野菜づくりよう。

〇〇委員 了解です。

議長 はい、ほかに何か。

何かないですかね、この利用権の設定について、いいですかね。

5 の 11 から 5 の 14 までは、これは〇〇円となっちゃうけど、これはもう全くの〇〇円。

何かないですかね。

ないようでしたら、この利用権の設定につきまして承認を受けたいと思いますが、一括として受けたいと思います。

5 の 11 から 5 の 21 番につきまして、承認されます方の挙手を願います。

はい、挙手全員です。

農地利用権の設定につきましては、承認をされました。

議長 続きまして議案第 5 号に移りたいと思います。

認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということでございますが、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい、手元資料の議案第 5 号で、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということで、2 件出てきております。

まず 1 件目が、〇〇さんで、加温機の更新です。

1 ページ目からになります。

まず 1 ページ目が、資金利用計画の認定申請書になります。

2 ページ目が事業計画となります。

3 ページ目が、資金計画書で、下の真ん中あたりに借入れに関する事業計画という形で、加温機の更新 内訳、規模等が書かれております。

事業費としましては〇〇円、税込みです。

で、その下の資金計画としましては、所有所用資金〇〇円。

資金の内訳としましては、〇〇円が、この借入れとなり、補助金が〇〇円、自己資金が〇〇円ということになっております。

補助の事業名としましては、黒潮町ハウス整備事業補助金と、JA 高知県園芸用ハウス、修繕、助成金となっております。

4 ページ目が、借入金及び償還計画で、5 ページが〇〇円の見積り書になってます。

6 ページ目以降が、カタログ、加温機のカタログとなっております。

8 ページ目が、町の補助金の決定通知、9 ページ目が、JA のほうの交付申請書となっております。

10 ページが納税証明書となっております。

10、11 ページからが、農業経営の改善計画の認定申請書という形で、11、12、13 ページとなっております。

事務局のほうからは以上です。

議長 はい、今事務局のほうから借入金に関する説明がありました。

何かこの件につきまして、質疑、質問ある方。

挙手願います。

この 800 坪というがは、なんぼの加温機やろうか。

〇〇委員 400、1 番小さいので 300。

議長 いや 300 というがはこますぎると思う。

〇〇委員 600 で 1 反 8 畝から 2 反、2 反 5 畝から 3 反で 800 ばあ。

議長 220 万いうたら、結構おおきがやないろうかね。

〇〇委員 1 番、今、加温機で一番ふといやつ。

議長 自分らあのとときで 500 の分で 100 なんぼやったけん。

何かないですかねこの借入金に対する質疑。加温機の更新ということですが。

ハウス整備事業の補助金は〇〇、〇〇も関係ありますか。

事務局 関係ありますね、一反で〇〇円でそれで 120 万までですね、〇〇で一反 2 畝以上は〇〇円事業〇〇円で 25%です。補助率。

議長 いいですかね、何か質疑ないですかねこの仮現金、まず冒頭、各委員長さんのお話、なければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

はい。

それでは、〇〇さんの借入金に対しまして承認されます方、挙手願います。

はい、挙手全員です。

〇〇さんの借入金につきましては承認をされました。

〇〇さんにつきまして事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

はい。

番号②の、〇〇さん。

その分で、内容としましては、ハウスの修繕で、3棟フルオープン化という形で、資料としましてはページ14ページからとなります。

まず14ページ目が、資金利用計画の認定申請書になります。

ページ、15ページ目が、事業計画となります。

ページ16が借入金と償還の計画表です。

それから、ページ17ページが、資金計画その2という形でその中段よりちょっと下に借入れに関する事業計画があります。

事業としましてはハウスの修繕、規模は3棟で5000㎡という形で、事業費としましては、〇〇円で税込みという形になっております。

資金計画としましては所要資金が〇〇円、その内訳としましては、借入金としまして〇〇円、また補助金としまして、〇〇円、自己資金が〇〇円となっております。

それから、次ページの18ページが、見積書、〇〇円の見積書となっております。

それから19ページが、位置図、ハウスの位置図です。

〇〇に入っていく道が、写真の右下のほうにあります。

20ページが、図面、平面図となっております。

それから21ページが、黒潮町補助金の交付決定前の着手届という形であります。

それから22ページが、納税証明書、23ページから25ページが、農業経営改善の計画認定の申請書となっております。

事務局の説明としましては以上です。

議長

はい。

今、事務局のほうから、〇〇君の借入計画に対して、説明がありました。

この件に対して、何か質疑質問のある方、挙手を願います。

議長

これは、修繕費は国の補助金やろうか。

事務局

〇〇さんはハウス整備事業という補助で、町単なんですけど、21ページにあるように、農業用ハウス防災対策事業費補助金という補助を使っててですね、フルオープン化するとかですね防災対策、ハウスの柱を太くするとかですね、防災対策をしたら、限度を出るということで、国、大元は国です。

補助率は6割出るので、そういう、補助ですね。補助率が結構高いです。

議長 ○○君については償還について問題ないと思いますけど、借入金○○円ですが、いいですかね。

それでは、○○の借入金につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、はい。

挙手全員です。

○○くんにつきましても、承認をされました。

(午後3時24分終了)